

「ワンストップ特例制度」の利用について

このたびは、伊勢原市への寄附をお申込みいただきまして、誠にありがとうございます。

確定申告を行わなくても、寄附金控除を受けることができる「ワンストップ特例制度」をご利用予定の方は、以下の内容をご確認いただき、**本市まで必要書類の提出をお願いいたします。**

1. ご提出いただく必要書類

(1) 個人番号カードをお持ちの方

- 寄附金税額控除に係る申告特例申請書（第55の5様式）←前ページよりダウンロード可
- 個人番号カードの表裏のコピー

(2) 通知カードをお持ちの方

- 寄附金税額控除に係る申告特例申請書（第55の5様式）←前ページよりダウンロード可
- 通知カードのコピー
- 運転免許証、運転経歴証明書、旅券（パスポート）、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書のいずれか1つのコピー（写真が表示され、氏名、生年月日、住所が確認できるようコピーをお願いします）（*）

(3) 個人番号カード、通知カードのどちらもお持ちでない方

- 寄附金税額控除に係る申告特例申請書（第55の5様式）←前ページよりダウンロード可
- 個人番号が記載された住民票の写し
- 運転免許証、運転経歴証明書、旅券（パスポート）、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書のいずれか1つのコピー（写真が表示され、氏名、生年月日、住所が確認できるようコピーをお願いします）（*）

（*）をいずれもお持ちでない方は、問い合わせ先まで、ご連絡をお願いします。

2. ご提出先 **（提出は郵送もしくは窓口持参のみの受付ですのでご注意ください）**

〒259-1188 神奈川県伊勢原市田中 348 伊勢原市役所 広報広聴課宛

※ 寄附金控除は各年の1月1日から12月31日までの寄附をもとに算定されるため、翌年の1月10日必着で、必要書類の提出をお願いします。

（例）平成28年1月1日～12月31日の寄附にかかる書類提出期限→平成29年1月10日（必着）

3. 注意事項・その他

- (1) 窓口持参の場合は、各種カード、本人確認書類のコピーの提出は不要です。原本をご持参ください。
- (2) 必要書類の提出は1回の寄附ごとに必要になります。
- (3) 「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」がお手元で印刷ができない場合は、申告書を郵送しますので、問い合わせ先までその旨ご連絡ください。窓口配布も行っています。
- (4) 必要書類を提出後、住所や氏名などの記載内容が変更になった場合は、別途「申告特例申請事項変更届出書」（前ページよりダウンロード可）をご提出ください

問い合わせ先

神奈川県伊勢原市田中 348

伊勢原市役所 広報広聴課

電話 0463-94-4711 内線 4153or4155

メール kouhou@isehara-city.jp